

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (地区計画の決定／大清水学術・研究開発拠点地区)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和7年5月8日～令和7年5月22日
意見書提出数	1通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・緑化率の最低限度や緑地を設けることにより、緑豊かなまちづくりをすることには賛成である。 ・しかし、鳴海町字大清水地内に存在する山林・畑等を造成してまで平手豊明線を整備する必要性に疑問を持っている。この地域には県道220号や熊野豊明線等、多くの道路が既に整備されており、十分すぎるほど道路が存在している。したがって、これ以上道路を増やすことは貴重な財源を無駄遣いすることになるばかりか、既に存在する緑を減らしてしまうこととなり、景観の悪化・ヒートアイランド現象の増長といった多くのデメリットが生じ、名古屋市にとって利益にならないと考える。 ・したがって、平手豊明線の未着手区間の削除をした上で、この地域の都市計画の決定をすべきものとする。	・平手豊明線は、緑区鳴丘三丁目から緑区鳴海町字大清水に至る延長約2740m、幅員16m、2車線の都市計画道路であり、このうち鳴海町字大清水地内の約680mが事業未着手となっています。この未着手区間は、平成29年3月策定の「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」において、広域交通ネットワークを形成する路線として道路整備の必要性があり、自動車交通の円滑化の面で高い整備効果が見込まれることから、「計画存続路線」と位置付けています。 ・したがって、平手豊明線の計画は存続の上で、大清水学術・研究開発拠点地区計画を決定することが妥当であると考えます。